

広島県防災対策基本条例（仮称）検討委員会設置要綱

（目 的）

第1条 社会全体で防災対策に取り組み、想定される被害を減災していく防災協働社会の構築をめざし、広島県防災対策基本条例（仮称）（以下「条例」という。）の制定について必要な事項を検討するため、広島県防災対策基本条例（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- （1）条例の内容に関する事項
- （2）その他条例の制定に関して必要な事項

（委員会の構成）

第3条 委員会は別表に掲げる委員をもって構成し、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出するものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を参加させることができる。

（委員会の運営等）

第4条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 前項の規定にかかわらず、第1回目の委員会は広島県危機管理監が招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、広島県危機管理監危機管理課とする。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

（その他）

第7条 その他委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

別 表（第3条関係）

広島県防災対策基本条例（仮称）検討委員会委員名簿

団 体 名	職 名	氏 名	備 考
広島県市長会	次 長	池本 光夫	
広島女学院大学	准 教 授	木本 浩一	
広島県地域女性 団体連絡協議会	副 会 長	澤井 清子	
広島県商工会議 所連合会	事務局長	高本 友博	
広島県女性防火ク ラブ連絡協議会	副 会 長	田中 廣子	
広 島 大 学	教 授	土田 孝	
安佐南区自主防 災会連合会	会 長	原田 照美	
財団法人 広島 県消防協会	副 会 長	藤倉 敏光	
広島県被災者生 活サポートホ ールネット推 進会議事務局	社会福祉法人 広島県社会福祉 協議会 福祉部長	若宮 実雄	